

## 吹田市所有者のいない猫避妊・去勢手術等及び地域猫治療補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、所有者のいない猫の避妊・去勢手術または地域猫の治療を行う場合において、手術及びその他の費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、所有者のいない猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境の保全に資すること及び動物愛護についての意識の高揚を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 所有者のいない猫

特定の飼い主がなく、吹田市内に生息する猫をいう。

#### (2) 地域猫活動

所有者のいない猫を地域の合意のもと、地域住民が主体となって、避妊・去勢手術を施し、一定のルールに基づく給餌、排泄物の処理及び周辺清掃等の管理を行うことで、地域に住み着いた猫が地域住民と共生しながら、一代限りの命を全うするまで見守る活動をいう。

#### (3) 登録団体

地域猫活動を行う団体として吹田市に登録の申請書を提出し、登録された団体をいう。

#### (4) 地域猫

登録団体が管理している所有者のいない猫をいう。

#### (5) 避妊・去勢手術

診療施設の獣医師による猫の生殖能力を永久に喪失させる手術をいう。

#### (6) 診療施設

獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設をいう。

### (対象者)

第3条 第4条第1号及び第2号の補助の対象となる者は、大阪府内及び尼崎市、伊丹市に所在する動物病院において、所有者のいない猫に避妊・去勢手術を受けさせ、その費用を負担した本市内に住所を有する成年者とする。

2 第4条第3号の補助の対象となる者は、大阪府内及び尼崎市、伊丹市に所在する動物病院において、登録団体の地域猫に治療を受けさせ、その費用を負担した登録団体の活動会員とする。

(補助金の対象及び額)

第4条 補助金の対象となる費用及びその補助額は次のとおりとする。

(1) 避妊・去勢手術費用及び投薬、入院その他の当該手術の実施に必要と認められる措置に係る費用とする。ただし、耳カットが実施されていない猫で、すでに避妊・去勢手術が実施されている場合は、耳カットの実施に係る費用について補助対象とする。補助金の額は、雌1匹につき15,000円、雄1匹につき10,000円とする。なお、補助金の対象となる費用が補助金額に満たない場合は、当該費用の額をもって限度とする。

(2) 避妊・去勢手術時に実施した上記以外の治療並びに診療施設が実施する猫の捕獲及び運搬に係る費用とする。補助金の額は、1匹につき10,000円とする。なお、補助金の対象となる費用が補助金額に満たない場合は、当該費用の額をもって限度とする。

(3) 避妊・去勢手術時以外で実施した治療に係る費用とする。補助金の額は、当該費用の額とし、1の登録団体につき30,000円を限度とする。

(手術の実施等)

第5条 前条第1号及び第2号の補助金を利用して避妊・去勢手術を実施する猫には、全て耳カットを実施するものとする。

(交付の申請)

第6条 第4条第1号及び第2号の補助金の交付を受けようとする者は、その年度内に診療施設において、あらかじめ猫に避妊・去勢手術を受けさせ、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を、手術を受けた日の属する年度の末日の開庁日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 診療施設が発行した領収書

(2) 手術後の猫の全身写真(手術後の耳カットを施されたことが鮮明に分かるものに限る。)

3 第4条第3号の補助金の交付を受けようとする者は、その年度内に診療施設において、あらかじめ地域猫に治療を受けさせ、補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)を、治療を受けた日の属する年度の末日の開庁日までに市長に提出しなければならない。

4 前項の補助金交付申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 診療施設が発行した領収書

## (2) 治療後の地域猫の全身写真

### (交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を前条第1項の場合は、補助金交付決定書（様式第3号）により、前条第3項の場合は、補助金交付決定書（様式第4号）により、通知するとともに、補助金を交付する。

### (交付決定の取消し等)

第8条 補助金の交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2)この要領の規定に違反したとき。

2 補助金の交付決定を取り消したときは、取消しの理由を記載した補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、その者に通知するものとし、取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、併せて、返還すべき額及び返還期限を通知する。

3 既に交付を受けた補助金の交付決定の全部または一部を取り消された者は、指定された期限までに、その返還をしなければならない。

### (補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度衛生管理課長が定める。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に行われた避妊・去勢手術又は捕獲、運搬について適用する。

### 附 則

この要領は、令和6年9月11日から施行し、令和6年9月1日以後に行われた避妊・去勢手術又は捕獲、運搬について適用する。

### 附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行し、同日以後に行われた避妊・去勢手術又は捕獲、運搬について適用する。

## 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に行われた避妊・去勢手術及び手術時に実施した治療、捕獲及び運搬並びに地域猫の治療について適用する。